

千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱

制 定 令和3年5月11日生振第179号
改 正 令和4年5月19日生振第291号

(趣 旨)

第1条 知事は、各産地の水田における麦・大豆生産に係る将来像を踏まえ、団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するため、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領（令和3年1月28日付け2政統第1959号農林水産省政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市町村に補助金を交付する。

(補助金の対象)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 補助を受けようとする事業を行う者は、誓約書及び役員等名簿を、都道府県知事へ提出する。

(補助率)

第3条 第1条に規定する経費に対する補助率は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付申請書（別記第1号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項

(承認の手続)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の決定に係る年度の12月31日現在で作成した千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金遂行状況報告書（別記第3号様式）を当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して一か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金実績報告書（別記第4号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付請求書（別記第6号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による対象となる事業は別表のとおりとし、同条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金概算払請求書（別記第7号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格10万円以上のものとする。

(財産管理)

第12条 事業実施主体は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記第8号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第 13 条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所の長を経由するものとする。

(暴力団密接関係者)

第 14 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する者（補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(契約等)

第 15 条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記第 9 号様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 4 年 5 月 1 9 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更
1 水田における麦・大豆の団地化推進支援	水田における麦・大豆の団地化の推進に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	定額	経費の配分の変更 ・区分の欄の1から4までの相互間における補助金の30%を超える増減
2 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入支援	水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入に係る事業実施主体の取組に係る経費の定額助成に要する経費	定額	事業の内容の変更 ・事業実施主体の変更 ・事業の新設、中止又は廃止
3 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等支援	水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	1 / 2 以内	・事業費の30%を超える増又は補助金の増 ・事業費又は補助金の30%を超える減
4 水田における麦・大豆生産性向上の推進に向けた支援	水田における麦・大豆生産性向上の推進に係る事業実施主体の取組に係る経費及び同経費の補助に要する経費	1 / 2 以内	

別記第1号様式（第4条関係）

年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的、内容及び計画
別紙様式のとおり

（注）別紙様式は、実施要領別記様式第1号別添（水田麦・大豆産地生産性向上事業実施計画書）の該当箇所を添付すること。

別記第2号様式（第6条関係）

年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業内容

（注）1 記の記載様式は、別記第1号様式に準ずる。

2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。

4 補助金の額が増額する場合は、本文中の「千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。」を「千葉県補助金等交付規則第5条の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

別記第3号様式（第7条関係）

年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 団地化推進支援 2 営農技術の導入 支援 3 機械・施設の導入 等支援 4 生産性向上の推 進に向けた支援	円	円	%	円		

別記第4号様式（第8条関係）

年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記第1号様式に準ずる。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
また、以下の資料を添付すること。
- (1) 団地化の推進
ア 納品書 イ 領収書（支払い済みの場合） ウ 会議録等記録
- (2) 営農技術の導入
ア 導入前・後の写真 イ 作業日誌等記録の写し
ウ 導入したほ場の地図
- (3) 機械・施設の導入等の場合
アの添付を原則とし、イについては、アの併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、イのみの添付も可能とする。
- ア 財産管理台帳の写し イ 事業実績内訳明細書（様式別紙）
ウ 入札又は見積関係書類 エ (売買・リース)契約書
オ リース借受証 カ 納品書
キ 領収書（支払い済みの場合） ク 導入後の写真
ケ 動産総合保険等加入の写し

年度消費税仕入控除税額報告書

番
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって交付決定通知のあった千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金について、千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
（ 年 月 日付け 指令第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記第6号様式（第9条関係）

年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇達第〇〇号で額の確定のあった〇〇年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (c) = (A) - (B)	備 考
1 麦・大豆の団地化 推進支援	円	円	円	
2 麦・大豆の先進的 な営農技術の導入支 援				
3 麦・大豆の生産性 向上に向けた機械・施 設の導入等支援				
4 麦・大豆生産性向 上の推進に向けた支 援				
計				

別記第7号様式（第10条関係）

年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって交付決定のあった〇〇年度千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

区 分	交付決定額 (A)	今回請求額 (B)	残 高 (c) = (A) - (B)	備 考
1 麦・大豆の団地化 推進支援	円	円	円	
2 麦・大豆の先進的 な営農技術の導入支 援				
3 麦・大豆の生産性 向上に向けた機械・施 設の導入等支援				
4 麦・大豆生産性向 上の推進に向けた支 援				
計				

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴□□発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(参考様式)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(参考様式)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSII	年	月 日			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における（私・当法人(団体)）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

㊦

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。